

# 千葉県報

定例  
令和4年5月10日

## 目次

- 令和3年度千葉県一般会計の補正予算の要領(四件) 八
- 令和3年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領 八
- 平成三十一年千葉県告示第百六十五号の一部を改正する告示 三九
- 特定計量器の定期検査の実施 三八
- 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間 三八
- 県道路線の認定 三九
- 名洗汚濁計画の変更の概要 三九

- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(二件) 四〇
- 土地改良区清算人の退任 四一
- 土地改良区役員の退任及び就任 四一
- 県管土地改良事業の工事の完了 四一
- 特定調達公告 四一
- 入札公告 四一
- 落札者等の公告(二件) 四三

## 告示

千葉県告示第百三十六号  
令和三年四月二十四日に専決処分をした令和三年度千葉県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。  
令和四年五月十日  
千葉県知事 熊谷 俊人

### 令和3年度千葉県一般会計補正予算(第3号)

令和3年度千葉県一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,700,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,051,416,822千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

千葉県告示第二百四十一号  
 平成三十一年千葉県告示第六十五号(千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例の規定の適用を除外する市町村の名称等)の一部を次のように改正する。  
 令和四年五月十日  
 千葉県知事 熊谷 俊人  
 別表佐倉市の項の次に次のように加える。  
 東金市 令和四年六月一日

千葉県告示第二百四十二号  
 計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
 令和四年五月十日  
 千葉県知事 熊谷 俊人

計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。以下同じ。)

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
成田市	令和四年七月十二日	成田市宝田九一二番地一 成田市農業協同組合経済センター	午前十時三十分から午後三時まで
	令和四年七月十三日	成田市松子三九三番地 成田市大栄公民館	"
	令和四年七月十四日	成田市猿山一、〇八〇番地 成田市下総支所	"
	令和四年七月十五日	成田市天神峰八〇番地一 成田市公設地方卸売市場	午前十時から午後三時まで
	令和四年七月十九日	成田市飯仲四五番地 成田市総合流通センター	"
	令和四年七月二十日	成田市花崎町七六〇番地 成田市役所	午前十時三十分から午後三時まで
	令和四年七月二十一日	"	"
	令和四年七月二十一日	成田市赤坂一丁目三番地一	"

備考	検査時間	検査場所	検査時間
長生郡陸	二日	成田市保健福祉館	
沢町	令和四年七月一日	長生郡陸沢町下之郷一、六五〇番地一 長生郡陸沢町役場	
長生郡長	令和四年七月二十日	長生郡長柄町桜谷七一二番地 長生郡長柄町役場	
柄町	六日	"	
長生郡長	令和四年七月五日	長生郡長南町長南二、一一〇番地 長生郡長南町役場	
南町		"	

千葉県告示第二百四十三号  
 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一条第二項の規定により、はえ縄漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。  
 令和四年五月十日  
 千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 制限措置の内容
- 漁業種類  
はえ縄漁業
  - 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数  
一一隻
  - 船舶の総トン数  
五トン以上二十トン未満
  - 推進機関の馬力数  
定めなし
  - 操業区域  
館山市洲崎灯台と神奈川県三浦市城ヶ島灯台とを結んだ線から銚子市地先に至る千葉県海面
  - 漁業時期

7 周年  
 漁業を営む者の資格  
 操業区域に接する地域に住所を有し、かつ、船舶根拠地(漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)第一条第九項に規定する主たる根拠地をいう。)が当該地域の存する市町村の区域にある者  
 二 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
 令和四年五月十二日から六月十一日まで

千葉県告示第二百四十四号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条第一項の規定により、県道の路線を次のとおり認定した。  
 その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課において、縦覧に供する。  
 令和四年五月十日

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地	備考
五〇一	王子金町市川線		市川市		起点 東京都北区王子一丁目

千葉県告示第二百四十五号  
 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三十項の規定により定めた名洗港港湾計画の変更の概要は、次のとおりである。  
 令和四年五月十日

一 港湾計画の変更の概要  
 平成二年千葉県告示第七七十九号(港湾計画の概要)によりその概要を告示した名洗港港湾計画について、令和十年代半ばにおける取扱貨物量を十四万トンと想定して変更した事項は、次のとおりである。  
 1 公共埠頭計画

(一) 岸壁	公共用又は専用の別	水深(メートル)	バース数	用途
	公共用又は専用の別	水深(メートル)	バース数	用途
(二) 物揚場	公共用又は専用の別	水深(メートル)	延長(メートル)	用途
	公共用又は専用の別	水深(メートル)	延長(メートル)	用途

公共	三・五	六三〇	一般船用
(三) 埠頭用地			
面積(ヘクタール)	八		

2 水域施設計画

(一) 航路

名	水深(メートル)	幅員(メートル)
名洗航路	五・五	八〇

(二) 泊地

水深(メートル)	面積(ヘクタール)
三・五	一
四・五	九
五・五	一

(三) 航路・泊地

水深(メートル)	面積(ヘクタール)
四・五	七
五・五	八

3 外郭施設計画  
 防波堤

名	称	延長(メートル)
名洗防波堤	(一)	三三九
名洗防波堤	(二)	一三五
名洗防波堤	(四)	一〇〇
名洗防波堤	(六)	三〇〇

4 臨港交通施設計画  
 道路

名	称	起点	終点	車線数
名洗臨港道路	県道二五四号		鮎子市潮見町五―三地先	二
臨港道路一号线	名洗臨港道路		臨港道路三号线	二

5 港湾環境整備施設計画

(一) 海浜

延長(メートル)	一六〇
----------	-----

(二) 緑地

面積(ヘクタール)	
-----------	--